

○総務委員会

---

令和元年5月14日（火曜日）

午後1時 0分 開会

午後4時58分 散会

---

○國友 昭危機管理監 委員長のお許しをいただきまして、本年1月28日の総務委員会での危機管理監答弁につき誤りがございましたので、訂正をさせていただきます。

三橋委員からの御質問に対しまして、前危機管理監が市長の職務を代理する職員を定める規則にございます第3順位の御説明をさせていただきました中で、教育総務部長及び学校教育部長はこれに該当しないものでございました。おわびをし訂正をさせていただきたく、お取り計らいくださいますようお願い申し上げます。申しわけございませんでした。

○山口裕司委員長 よろしいですか。（三橋和史委員「はい」と呼ぶ）はい。

午後3時29分 再開

○山口裕司委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

質疑を続行いたします。

○三橋和史委員 三橋でございます。よろしく願いいたします。

初めに、市民だよりの発行及び配布に係る事業について質問いたします。

市民だよりについては、市政上の情報を市民に伝達する重要な手段として用いられております。自治会の構成員でない世帯にも届けるために、今年度からは全戸配布をする方法に変更したということは把握しております。この点は一定の評価をいたしたいというふうに思います。

まず、簡潔な答弁で結構でございますけれども、市民だよりの発行頻度、発行数、またそれに要する年間の必要経費についてお答えください。

○山本浩之総合政策部参事 失礼いたします。三橋委員の御質問にお答えさせていただきます。

市民だよりにつきましては、原則、毎月発行でございます。発行部数につきましては……16万部でございますね。失礼いたしました。予算でございますが、ちょっと今手持ちが……失礼いたしました。市民だよりの印刷でございますが、3700万円でございます。

○三橋和史委員 市民だよりの編集方針について説明していただきたいと思っております。特に、どのような内容を主に掲載するのかという基準を説明してください。

○山本浩之総合政策部参事 基準でございますか。市民の方々に役に立つものを大前提に考えております。あと、特集といたしましては、何かその季節に合ったようなものであるとか、もしくは何か新しいことを始めるときの広報として使わせていただいております。

以上でございます。

○三橋和史委員 それは市の見解ですか。課長の個人的な御意見ですか。要は、基準が市として策定されているのかどうか伺います。

○山口裕司委員長 答弁できますか。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後3時33分 休憩

午後3時33分 再開

○山口裕司委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

○山本浩之総合政策部参事 失礼いたします。委員の御質問にお答えします。

特に明確なものはありません。

以上でございます。

○三橋和史委員 基準もつくらずに市民だよりをそのような多額の費用をかけて発行しているというのは、やはり理解できないわけですね。やはり税金を使って冊子をつくっている以上、どのような内容であれば市民の生活に資する内容であるのかどうかという点については、客観的な基準があつて、担当者がかつたとしてもある程度同じような内容が掲載されるように行政運営を行っていかねなければならないというふうに思います。そういう意味で、やはり基準の策定は必要であろうと確信しておりますから、その点は早急に基準を策定して、公正・公平な編集に努められたいというふうに思います。

これ、誰とは申し上げませんが、政治的見解も賛否二分されている事業が特集されて、そこに特定の市会議員が写っていたというような状況もありましたからね。そういったものであれば、やはり行政が発行する表現物の内容の中立性という意味では問題があるわけです。申し上げたいのは、市民だよりは一部の政治家の方のものとかその政策を宣伝する道具ではありませんから、そういった意味で、公正・中立な立場で内容を掲載していただきたいと思います。

市民だよりに関する情報内容について、私のもとにも市民から多くの意見が寄せられております中で、私自身も思いますのは、市民が知りたい内容というのは行政が発信したい内容とは限らないということなんです。そもそも市民だよりの存在意義について考えますと、行政のためではなくて市民のためにあるわけですね。そういう意味では、市民のある権利に資するために存在しているものというふうに考えられますけれども、どのような権利についてか理解されていますか。

○山本浩之総合政策部参事 委員の御質問にお答えします。

私が考えておりますのは、やはり市民の方が知りたい、知る権利ではないかなと思います。

○三橋和史委員 そのとおりですね。この市民だよりというのは、表現の自由というものを受け手の側から再構成した、知る権利に資するものであろうというふうに思います。つまり、この民主主義社会において、個人が言論活動を通じて自己の人格を発展させるというこの自己実現の価値、また、及び言論活動によって市民、国民が政治的意思決定に関与し、民主制に資するという自己統治の価値を全うするために表現の自由というのが保障されていなければならないわけでありませぬけれども、現代社会において情報の送り手と受け手が分離されて、情報の受け手の側に市民の大多数は固定化してしまっているという状況においては、市民の知る権利というものはこれ、極めて重要であろうというふうに思います。

そして、行政が保有する情報というのは本質的には市民、国民のものでありますから、その情報の発信内容についても、単に行政側の都合がよい内容ばかりを選別しているとすれば、それは行政の発信すべき内容としては不適切なし不十分であると言わなければなりません。特に地方

自治における民主的統制のあり方を考えた場合に、それに資する情報の発信に努めていくことこそが行政のあるべき姿であって、民主主義社会の健全なあり方ではないだろうか考えるわけですね。

すなわち、市民だよりというのは多額の経費と労力を充てて発行している媒体でありますから、その掲載内容についても以上のような観点を踏まえたものであるべきであって、例えば市政上の課題や問題点、あるいは市職員の懲戒事案等の不祥事についても経緯や改善策の説明などが掲載されてしかるべきものと考えておりますけれども、このような点は以上のような意見を踏まえてどのようにお考えか伺います。

○山本浩之総合政策部参事 お答えをさせていただきます。

おっしゃるとおり、いいことばかり発信するというのはやはりどうかなというのは私の思いでございます。ただ、実際不祥事を、それをまた市民だよりに載せるというのもいかがなものかなという気持ちも正直なところはございますが、ただ、隠したりというのはやはりよくないことだと思っておりますので、その辺は公正に対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○三橋和史委員 私の質問は、民主的統制に資するための情報発信に努めていくべきではないかということで見解を伺ったわけですが、その点についてはどうですか。

○山本浩之総合政策部参事 委員の質問にお答えします。

そのとおりにかなとは思いますが。

以上でございます。

○三橋和史委員 それでは、それを踏まえた基準を策定していただきたいというふうに思いますけれども、いかがですか。

○山本浩之総合政策部参事 御質問にお答えいたします。

そうですね。それをもって前向きに検討いたしたいと思っております。

以上でございます。

○三橋和史委員 前向きに検討されるだけではなしに実際に基準を策定して、そのような内容にしていきたいと思っております。念のため答弁いただけますか。

○山本浩之総合政策部参事 お答えします。

そのようにさせていただきます。

以上です。

○三橋和史委員 市民への情報伝達手段として多額の経費と労力を充てているわけであって、行政というのは利潤追求の組織とは異なって組織価値を高めなければいけないというようなものではなくて、保有する情報を中立的に公開して、発信して、それによって市民は行政を評価するというのが民主主義の枠組みでありますから、その点をよく踏まえた上で取り組んでいただきたいと思っております。

市民の知る権利に対して応える市民だよりの編集内容、その適正性の確保のために、この現状状況ですね、基準を策定していないというような状況ですね。これらの要請に応えられていないように見受けられますから、こういった知る権利に応えるべきという方針で、編集方針あるいは基準を策定するなどの改善を図っていただくように求めておきます。

既存のいろんな事業があると思っておりますけれども、その事業は例年繰り返し行われているからこれからも取り組んでいくんだという慢性的なものではなくて、なぜその事業が存在しているのか、

必要であるのかという趣旨、目的に立ち返ってみて、あらゆる事業について検討を加えていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

次にですね、まず人事課長にお伺いをいたします。

昨今、仕事と家庭の両立については、育児・介護休業法などの精神によって広く求められるところでありまして、公務員であると民間人であることを問わず、働きながらも育児にも取り組むことのできる環境が整備されつつあるところでもあります。これは各労働者の個人的な幸福追求の面と、離職防止による労働力の不足の解消にも資するという社会的な面がありまして、社会全体として法律により推進しようとする動きの理由をここに見出すことができるものと考えます。

奈良市でも今年度から育児短時間勤務制度の充実を図ったわけですが、具体的な取り組みの目的及びその内容を御説明ください。

○鈴木千恵美人事課長 三橋委員の御質問にお答えいたします。

子育て部分休暇の新設理由及び利用状況ということでございますが、これまでは地方公務員の育児休業等に関する法律の規定により、小学校就学の始期に達するまで子を養育するための制度として、1日を通じて2時間以内の範囲内で子育て部分休業がございました。

今年度4月に新設いたしました子育て部分休暇は、小学校入学後から中学校就学前までの間も子育て部分休業と同様に利用できる制度を設けることで、職員が仕事と家庭を両立しながら働き続けられる環境を整え、柔軟な働き方を可能にし、有能な人材の離職防止、多様な人材が活躍できる職場とすることを目的としております。

次に、利用状況でございますが、市長部局以外も含めまして、4月に届け出をされた人数は3人でございます。

以上でございます。

○三橋和史委員 市職員の良好な労働環境の確保という観点からは、支持することができる取り組みであると考えております。

念のため確認をいたしますが、この部分休業であったり育児短時間勤務制度、これの利用者は、これを利用することによって行政上不利益に取り扱われるということはないものと理解してよろしいですか。

○鈴木千恵美人事課長 御質問にお答えいたします。

委員お述べのように、不利益に扱うということはありません。

以上でございます。

○三橋和史委員 人事課長、以上であります。ありがとうございます。

市職員の法務能力の向上のための取り組みについて、とりわけ行政法の理解の促進については、かねてから重ねて求めてまいりました。本日はこの点に関しまして、奈良市における子育て事業の観点に多少関連しますが、本質は行政法上の基本的な解釈及びそれに基づく行政執行に関するものであり、行政の裁量権の逸脱・濫用の有無という総務委員会の基本的な所管事項について審議を進めてまいります。

主に法務分野を所管する総務部長が答弁されたらよいと思いますけれども、やや個別の事項にわたる点については所管の副市長もいらっしゃいますので答弁されても構いませんし、とにかく中断することなく、わかる理事者の方にお答えいただきたいと思います。委員長にもその点は御配慮いただきたいと思います。

これらを踏まえまして、奈良市における育児・介護休業法の解釈及びそれに基づく行政執行上の問題点について、行政法上の観点からしてまいりたいと思います。

まず、簡単な認識の質問を副市長にいたしますが、奈良市における待機児童問題は解決していないと思いますけれども、間違いございませんか。

○向井政彦副市長 解消に向けて努力をしておりますが、現実的に待機児童が解消したという状況ではございません。

○三橋和史委員 本会議や特別委員会でも私も再三にわたって取り上げておりますけれども、奈良市における待機児童問題は答弁のとおりいまだに解決しておりません。奈良市は、先ほど答弁があったように、一見すると育児短時間勤務制度の利用を奨励しているように思われますけれども、実際はそうではありません。

待機児童が発生している地域の保育所の利用に当たっては、奈良市は奈良市特定教育・保育施設等利用基本指数表というものを策定して、保育の必要性について審査し、指数の高い者から優先的に入所を許可するという仕組みをとっております。いわゆる共働き世帯などは指数が高くなったり、保護者の勤務時間が短ければ低くなったりするもので、保育の必要性の高い児童から入所させよとするものであります。

この仕組み自体は理解することができるのでありますが、私の調査によれば、奈良市はこの運用を誤って、保護者が育児・介護休業法により認められた育児短時間勤務制度を利用する場合は、行政処分である保育所の入所許可の申請に対する審査において不利益に考慮し、優先順位を落としていた事実が発覚いたしました。すなわち、法律により正当な権利として認められた育児短時間勤務制度を利用しようとすると保育所に入所することができなくなる、もしくは、入所済みの場合は退所を迫られるということになり、事実上この制度の利用が不可能な状況を奈良市が作出しているわけであります。

しかも、この奈良市は保護者の通勤時間を考慮しておりませんから、自宅の隣で勤務している場合であっても、一般的に考えられる奈良市から大阪、京都方面へ約1時間半ほどかけて通勤しなければならないような地域で勤務している場合であっても、同じ指数だという非現実的な対応を行っていることも発覚いたしました。これでは民間の事業者がいくら努力して職場環境を整備しても、奈良市という行政が育児短時間勤務を利用させないようにしているというのが実態ではないんですか。

保育所を利用する、あるいは保育所を退所させられないようにするには、育児短時間勤務制度、この利用を断念してフルタイムで勤務して、保育所に毎日おくれて迎えに行くということを迫られるような、到底理解しがたい運用であります。つまり、これは不可能なことを保護者に強要するものでありますから、結局は仕事と家庭の両立を図ることができなくなって離職するほかなく、奈良市民は仕事をもちながら育児をすることは許されないということになります。

奈良市は法律の解釈を誤って、考慮すべき事項を考慮せず、考慮すべきでない事項を考慮して、保育所入所に係る行政処分に当たって、驚愕すべき程度の裁量権の逸脱・濫用を働くもの以外何物でもないと思います。

この運用実態について、何か裁量権の逸脱・濫用がないという反論が総務部長、これ、できますか。これ、法解釈の問題であって、行政法の一般的な理解にかかわる事項でありますけれども、これは典型的な考慮不盡、他事考慮であると思いますけれども、その点いかがですか。

○吉村啓信総務部長 お答えいたします。

先ほど三橋委員がおっしゃいました指数表、保育園とか保育施設の入所の際の許可処分、承認処分に対する処理基準として奈良市が持っているものと思いますが、もちろん行政手続法、行政手続条例上、処理基準を明らかにしておくということが求められているわけなんですけれども、どう決めるかは各担当課がその法律あるいは関連法令によりまして判断しているというものでございまして、私がこの場でその指数表、判断基準が適当か不適当かというのは、ちょっとお答えを差し控えさせていただきます。

失礼します。

○三橋和史委員 これ、答えていただかなければ困りますよ。これは、行政法の一般的な理解が不足していることについては、私、従来からこの総務委員会で再三にわたって取り上げてきたわけじゃないですか。答弁拒否しないでください。

○吉村啓信総務部長 お答え申し上げます。

答弁拒否ということではございませんで、今その内容が妥当かどうかという御質問でございましたので、ちょっと私の立場ではお答えできないというふうなことで御答弁申し上げます。

○三橋和史委員 いや、行政処分において市民が正当な権利として認められているものを行使する、あるいはしようとした場合に、行政処分においてこれを不利益な要素として考慮するのが行政法上認められているのかどうかという一般的な理解をお示ください。

○吉村啓信総務部長 お答えいたします。

申請に対する処分の基準を決めるに当たりまして、法律なり、あるいは今三橋委員がおっしゃいました市民、申請者にとってどのような利益、不利益があるのかということ considering した上で基準は定めるべきでございます。

以上でございます。

○三橋和史委員 そういうことを聞いているのではなくて、市民が正当な権利として認められているものを行使しようとする場合、あるいは行使した結果、それが行政処分の審査に当たって不利益なものとして考慮することが認められているのかどうか、端的に答えていただけますか。

○吉村啓信総務部長 繰り返しの答弁になりますが、処分基準、処理基準の定めには当たりましては、申請者の方の利益、不利益を考慮して定めるべきものでございます。

以上でございます。（三橋和史委員「いや、答弁になっていない。注意してもらわんと」と呼ぶ）

○三橋和史委員 時間が限られていますのでしっかり答えていただかないと。これ、審議妨害ですからね。しっかりと答えてください。

私は比較考量によって決めるのが妥当なのかどうかを聞いているのではなくて、考慮要素として、正当な権利行使をした者が不利益に考慮されることが許されるのかどうかという点について聞いているんです。その点、明確に答えてくださいよ。副市長、どうですか。

○向井政彦副市長 今回の指数ということですが、これは一応児童福祉法で、保育所等の利用については調整を行いなさいという規定がございます。そしてまた、その利用調整の取り扱いということについて通知が国から出ておりまして、利用者ごとに保育の必要度について指数づけ、優先順位をつけなさいというのが出ております。それに基づきまして奈良市のほうで取扱要綱をつくって、指数の点数評議をしているということですね。

その中に多くの基準があります。その中で、保護者の就労時間という部分があるわけですが。今おっしゃいましたように、その中でその就労時間というのをどう捉えるのか。休憩時間は含まな

いという規定は持っておりますが、その指数自体は市長の裁量でつくるということでございます。それは先ほど総務部長が答えたとおりです。

その中で、今三橋委員がおっしゃっている育児短時間部分であったり部分休業であったり、そういう部分を就労時間に含めて判断するのかわからないのか、判断をすればとしても、それを丸々8時間勤務の方と育児短時間制度を利用して6時間勤務の方と、その方々に指数の差をつけるのかということになっています。現状、今ある、我々が持っている指数表ではそこに差をつけております。それが委員のほうから問題ではないのかと。

一方で、そういう権利を行使すると現実的に点数に差がつくのはおかしいんじゃないかという、こういう御指摘です。私もこの指摘をお聞きしまして、これ、実際にほかの条件が全て同じ場合に、8時間勤務をしている人と6時間勤務、育児短時間制度を使って6時間勤務をしている人とどちらを優先するんだと言われたときに、今までは8時間の人に優先順位があったということでございますが、ただ、これはやはりいろんな考え方、話を聞いてみますと、もともとパートの方であったりそういう人との公平性というのも考えたようでございますが、確かに委員がおっしゃるように、一方でそういう育児の短時間勤務制度を奨励しながら、それによって差がつくというのには問題があるんじゃないかという意見、これも大変重要な意見だと思っております。

我々もこの話が出てから、ここはやはりちょっと再検討をしなければならないんじゃないかと、各市の状況も含めてですね。今、重要な御指摘をいただきましたので、現在そこを検討させてもらっているところでございます。

○三橋和史委員 聞いている内容に対する答弁ではなかったですけども、本質的なところでですね。再検討が必要であるという認識をお示しいただきましたので、それで結構であります。

この保育所入所許可申請を受けるに当たっては、これ、勤務就労証明書の提出を求めるのが一般的でありますけれども、そこには就業規則等に定められた就労時間を記入することになっているわけですが、奈良市が指定するこの様式がここにあります。（三橋和史委員資料を示す）ホームページにも掲載されておりますけれども、ここには「育児短時間勤務取得の場合は取得予定の時間で記入」と注意書きがされているんですね。これは誰がどのような権限で定めているものであるのか。これは文書事務の問題でもありますから、わかる範囲で答えてもらえますか。

○向井政彦副市長 先ほど申しあげました要領というのは、これは市長の決裁ということで当初スタートしております。その後、その指数、今おっしゃっていただいた指数についても、やはり時代の考え方とかいろんな状況の発生に応じて一部修正をしているところはございます。

その辺の内容によっては、もちろん大きく変わるとか根本的な考え方が変わるとかいうことであれば市長への決裁もございますが、今回の様式ですが、現実的にはその中身に育児短時間勤務を除くというのがございますが、それについては私の聞いている範囲では、一応その様式については課長の決裁で行ったというふうに聞いております。

○三橋和史委員 勤務就労証明書の様式の内容を、育児短時間勤務取得の場合は取得予定の時間で記入するよという文言、これ、重大な文言ですよ。本質的な部分が変わるじゃないですか、この制度の。それを勝手に課長決裁で、これ、市長でもできないことだと思っんですよ。市長でもできないことを勝手に課長が独断でやっていたという事実が明らかになったわけです。これ、奈良市が勝手に決めている様式であるというのがまず問題であると思います。法的な根拠がないんですね。そして、内部基準で勝手に定めているだけですから、市民に対する拘束力を持たない。これ、内部の行政規則で決めているというにすぎないものなんです。それを、市民にこれを示

して、それで不利益に考慮しているというのは、全く信じられない行政執行であります。

文書事務の適正性にかかわる論点は前、総務委員会でも行いましたけれども、これ、なぜこの様式を使っているんですか。それをお答えいただけますか。

○向井政彦副市長 基本的には先ほど申しましたようにその指数を含んで、そういう調整については市町村がやりなさいということでございます。

それで、先ほど申しましたように、今までから奈良市のほうは8時間拘束される方とそういう休暇制度を使って6時間拘束される方、ほかの条件が全て同じ場合に、どちらが保育の需要が高いかという判断のときに、やっぱり勤務時間が長く拘束されている方を優先すべきだという判断をしていたということでございます。それを就労証明書にあらわしたと。そのあらわすときには課長の決裁であったということでございますが、これは基本的に奈良市としてそういう判断を今までしていたということでございます。

もともと保育所・幼稚園課長は保育所の入退所・転所の承諾をするという事務専決規定もございますので、その範囲でやったということだと思いますが、先ほどから申していますように、やはり今の時代にそれが合うのかどうかというのは少し私も疑問にも思っておりますので、再検討しているところでございます。

○三橋和史委員 再検討されたらいいんですけども、答弁中にちょっと事実誤認かどうか、疑義がありますので少し確認させてください。

これ、基本的な常態となる就労時間が同じ場合に限って、育児短時間勤務制度の利用の有無が検討されるということですか。そうではないですよね。私が確認している限り、基本指数のところで考慮されるんですよね。そもそも、育児短時間勤務制度を利用してれば基本指数自体が下がるという認識でよろしいですよね。

○向井政彦副市長 ちょっと私の説明が、ちょっとわかりやすいその部分だけ取り上げましたが、今委員のおっしゃるとおりでございます。

○三橋和史委員 話をもとに戻しますけれども、奈良市は奈良市が勝手に決められている勤務就労証明書という様式を使っているんですけども、ここに国からの通知文書がございます。

平成29年8月には、国は勤務就労証明書の標準様式を示しておりまして、全国的にこの標準様式の活用を促しております。これが通知ですね。で、国が示している就労証明書の標準様式がこちらであります。（三橋和史委員資料を示す）ここには、就労時間については、育児短時間勤務制度を利用しない場合の通常就労する時間を記入することとされております。つまり、育児短時間勤務制度を利用した場合であっても、就労時間は本来的な時間により評価することが前提とされているわけであります。しかしながら、奈良市はなぜかいまだに独自の様式を用いて制度をゆがめている、市民に影響を与えているという実態にあると思います。

これらの点については、行政法上の全くの無理解が生んだもの以外の何物でもないわけであって、直ちに是正を図っていく必要があるものと考えております。国の通知の存在は御存じでしたか。

○向井政彦副市長 それは、私自身は存じておりません。確認させていただきます。

○三橋和史委員 この国の通知には、基本的に、全国的にこの標準様式の活用を促しますというふうに書いておりますから、その点、あえて違う様式を奈良市が勝手に決めて、ましてそれで奈良市が市民に対して、正当な権利を行使する者について不利益に考慮していたということは、これはあってはならないわけでありまして、その点、是正を図っていただきたいというふうに思い

ます。

ちょっと時間がありませんけれどももう1つ言いますと、先ほど副市長がおっしゃったような要領とか要綱というのがあるんですね。これ、初めは市長決裁で定められているんですよ、両方も。そして、何度か改正があつて、これは部長の決裁で定められているんですけども、そこには先ほど副市長がおっしゃった、奈良市特定教育・保育施設等利用基本指数表にあるその指数の取り扱いについて定めているわけですね。その要領のうちの一部としてこの指数表が定められているわけです。

この指数表には、月当たりの常態となる就労時間で評価しなさいよと書かれているわけです。常態というのは就労規則等に書かれているものであつて、雇用契約等において定められているものであつて、例をとって言いますけれども、奈良市職員の場合ならば8時半から17時15分までということになるわけでありまして。それが常態ですよ。で、例外の場合としての育児短時間勤務の利用の形態があるわけであつて、そこには、要領としての性格を持つこの指数表にはそのようにしっかり書かれているわけです。

なのにかかわらず、その下位機関の課長が勝手に、就労証明書の様式を平成29年8月30日に勝手に変更しているんですよ、この部分について。で、育児短時間勤務取得の場合は取得予定の時間で記入するという旨が書かれているんですよ。これは文書事務の問題からいってもやはり問題があるわけであつて、そして、行政法の運用そのものについても著しい瑕疵があるというふうに思いますから、この点、内容を今急に言って、はい、わかりましたということにはならないとは思いますが、この点、そういった行政法の一般的な理解において不備が指摘されないような是正を図っていただきたいと思っておりますけれども、端的に答弁を願ひできますか、副市長。

○向井政彦副市長 育児短時間というのは勤務時間そのものが短くなってしまふというふうな解釈ですので、そういうことも含めてそういうふうになっていたのかと思つていますが、今委員がおっしゃったことは十分理解をいたしておりますので、しっかり検討したいと思つてます。

○三橋和史委員 育児短時間勤務制度の利用の形態というのもさまざまあると思つてます。これを4時間短縮したり、あるいは1時間短縮したり、これを同じように見るというのは、これは社会通念上やはりおかしいということは理解できますから。先ほど申し上げましたように、大阪や京都への通勤時間は1時間半から長くても2時間程度ですね。そういった場合も十分想定されるわけですから、その範囲の時間ですね、1時間や2時間程度の取得に当たつて、これを不利益に考慮するというような運用になれば、これは正当な権利行使に当たつて不利益な事項を考慮してしまつて、違法が認められるということになりますから、その点早急に運用の改善を図っていただきたいというふうに思つてます。

時間が参りましたので以上といたしますけれども、子供に優しいまちづくり、子育て支援のまち、これ、市長のパフォーマンスは立派なんですけれども、実際の市役所における行政事務においては、それとは正反対の実態が存在しているということを私は申し上げたいです。この点、これはもう言いわけを考えるのではなくて即刻改善していただいて、そもそも根本的に待機児童の問題を、これ、一日も早く解決するよう強く求めまして、私の質問を以上といたします。ありがとうございました。